

朝霞市条例第13号

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝霞市国民健康保険税条例（昭和33年朝霞市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。